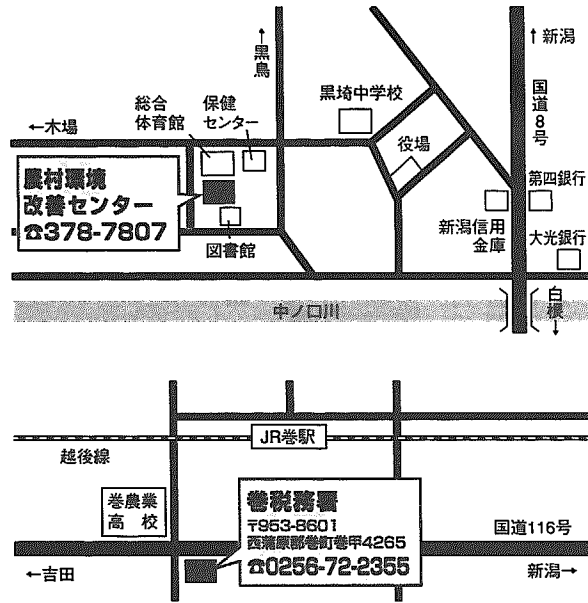


忘れないで申告を

- 年金収入のある人
年金受給者で、社会保険庁に扶養の届出をしていても、住民税申告が確定申告をしてください。しないと、扶養がつきません。
- 国民健康保険に入っている人
国民健康保険に加入している人は収入が無くても申告をしてください。しないと、国保税が計算できません。軽減になる人も軽減できません。



申告相談の日程

期日	地域
2月16日(水)	指定日に都合がつかない方の相談日
17日(木)	
18日(金)	新町、中学通り、諏訪町、二之町、五区、仲町、七区、八区、新田町、栄町
21日(月)	金巻、興野一・二・三・四区、鳥原大明
22日(火)	小平方、鳥原新田、蓮方団地、北場
23日(水)	川原、鳥原新地、鳥原本村第1・2
24日(木)	上山田第1・2・3・4、下山田、山田堤付、ときめき西・東
25日(金)	柳作第1・2、善久東・中・西
28日(月)	指定日に都合がつかない方の相談日
29日(火)	立仏第1・2・3、焼餅団地
3月1日(水)	寺地本村・中・下・団地・南団地・西団地
2日(木)	板井一・二・三・四番組
3日(金)	木場川前・上組・下組
6日(月)	木場八割・新田
7日(火)	黒鳥一・二・三・四・五番組、緒立
8日(水)	
9日(木)	
10日(金)	指定日に都合がつかない方の相談日
13日(月)	
14日(火)	
15日(水)	

※ できるだけ指定日においでください。指定日以外ですと遅くなる場合があります。また、午前より午後の方が比較的すいています。

税の申告

2/16(水)~
3/15(水)

2月16日(水)から町県民税、所得税の申告が始まります。町では、申告相談を農村環境改善センターで行います。日程は左の表のとおりです。できるだけ地区の指定された日においでください。自分で申告できる人は、申告書を郵送してもよいです。

なお、税務署で所得税の確定申告をした人は、町県民税の申告は不要です。

わからないことがありましたら、役場税務課(☎377-3101)か巻税務署(☎0256-72-2355)へお問い合わせください。

申告が必要な人は

所得税

- ① 営業(商工業や自由業など)、農業、不動産(地代、家賃など)、利子、配当、賃金、報酬などの所得があり、所得税がかかる人
- ② 土地、建物などを売って譲渡所得がある人、税務署からハガキが届いている人は、必ず税務署で申告してください。
- ③ 給与所得のある人で次に該当する人
 - ① 平成11年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
 - ② 年末調整をしなかったり、扶養などの変更になったりする人
 - ③ 給与を1か所から受けている場合で、給与以外の所得の合計が20万円を超える人
 - ④ 給与を2か所以上から受けている場合で、年末調整をされた給与以外の給与の収入金額と給与所得以外の各種の所得の金額との合計が20万円を超える人
 - ⑤ 同族会社の役員やその親族などで、その会社から給与のほか貸付金の利子、資産の賃貸料などの支払いを受けている人

町県民税

1. 平成12年1月1日現在において、黒埜町内に住んでいる人で、平成11年中に次のような所得のあった人(所得税の確定申告を提出された人はしなくてもよいです)
 - ① 営業、農業、その他の事業、不動産(地代、家賃等)、利子、配当(源泉分離課税選択分を含む)、その他の賃金(内職、日雇、パート、アルバイト等を含む)、報酬等による所得のあった人
 - ② 給与所得者で次に該当する人
 - ① 勤務先から給与支払報告書が当町に提出されていない人
 - ② 給与所得以外に(1)のような所得のあった人
 - ③ 平成11年中に勤務先を退職した人、中途就職した人、勤務先を変更した人
 - ④ 平成11年中に災害を受けたことによる雑損控除や医療費控除及び寄付金控除等を受ける人
 - ⑤ 公的年金等受給者で扶養をつけたり、社会保険料控除や生命保険料控除等を受ける人
2. 国民健康保険に加入している人
3. 取用(公共事業のための買い取り)等で土地、建物を譲渡した人

- ① 印鑑
- ② 給与所得者及び公的年金等受給者は源泉徴収票又は支払者の証明書
- ③ 事業所得者等は必要な帳簿書類、領収書等
- ④ その他の所得者は所得金額が証明されるもの
- ⑤ 国民健康保険税・国民年金保険料納入額のお知らせ又は領収書
- ⑥ 生命保険料の証明書
- ⑦ 損害保険料の証明書
- ⑧ 医療費控除を受ける人は医療費の領収書

申告に持参するもの

- ① 印鑑
- ② 給与所得者及び公的年金等受給者は源泉徴収票又は支払者の証明書
- ③ 事業所得者等は必要な帳簿書類、領収書等
- ④ その他の所得者は所得金額が証明されるもの
- ⑤ 国民健康保険税・国民年金保険料納入額のお知らせ又は領収書
- ⑥ 生命保険料の証明書
- ⑦ 損害保険料の証明書
- ⑧ 医療費控除を受ける人は医療費の領収書

申告は自分の手で

申告は「自力記載・自力申告」が原則です。記載済の申告書は、所得税申告は巻税務署へ、町県民税申告は役場へ郵送していただきます。

- ① 納税相談に来られる人は
- ② 事業所得のある人は、収入金額と項目別の経費をまとめてから申告してください。
- ③ 医療費控除を受けられる人は、必ず領収書を持参し、支払い総額を計算しておいでください。
- ④ 住宅取得等特別控除を受けられる人で、計算できる人は控除額を計算しておいでください。なお、記入された申告書は優先して受け付けます。

所得税が戻る場合

- 平成11年中に次のようなことがあった人は、確定申告をすれば納め過ぎの所得税が戻ってきます。
- ① 年末調整ができなかった場合
サラリーマンの人で、平成11年中に退職し、年末調整を受けられなかった場合
 - ② 年末調整をしていない場合
生命保険を控除し忘れたり、扶養が増えたりした場合
 - ③ 医療費控除
1年間に支払った医療費の総額が10万円又は10万円以下でも所得の5%を超えている場合
 - ④ 住宅取得控除
新築、中古の住宅を購入したり、改築、増築、リフォームなど